

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（案） 参照条目次

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	1
○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）	1
○ 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）	14
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）	17
○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）（抄）	19
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）	19
○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）（抄）	19

◎ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（期限後特例申告）

第七条の四 期限内特例申告書を提出すべきであった者（特例輸入者又は特例委託輸入者でその特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出していない者をいい、その者の相続人又はその者が法人であつて合併により消滅した場合においては合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人を含む。）は、その提出期限後においても、第七条の十六第二項（決定）の規定による決定があるまでは、その期限内特例申告書に記載すべきものとされている事項を記載した特例申告書を第七条の二第二項（申告の特例）の税関長に提出することができる。

2 前項の規定により提出する特例申告書は、期限後特例申告書という。

（無申告加算税）

第十二条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税義務者に対し、当該各号に規定する申告、決定又は更正に基づき第九条第二項（申告納税方式による関税の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、当初申告が必要とされている貨物につきその輸入の時（特例申告にあつては、特例申告書の提出期限）までに当該申告がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定がされた場合

二 期限後特例申告書の提出又は第七条の十六第二項の規定による決定がされた後に修正申告又は更正がされた場合

2 〳 7 （省 略）

◎ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 （省 略）

1 〳 5 （省 略）

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「輸入数量を」とあるのは「輸入数量（オーストラリア産飼料用麦の輸入数量を除く。）を」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（オーストラリア産飼料用麦の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

7・8 (省 略)

(課税価格が発動基準価格を下回った場合の特別緊急関税)
第七条の四 (省 略)

一 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の十を乗じて得た金額を超え、百分の四十を乗じて得た金額以下の場合
加算される差額 = (発動基準価格 \times 0.9 - 課税価格) \times 0.3

二 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の四十を乗じて得た金額を超え、百分の六十を乗じて得た金額以下の場合
加算される差額 = (発動基準価格 \times 0.6 - 課税価格) \times 0.5 + 発動基準価格 \times 0.09

三 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の六十を乗じて得た金額を超え、百分の七十五を乗じて得た金額以下の場合
加算される差額 = (発動基準価格 \times 0.4 - 課税価格) \times 0.7 + 発動基準価格 \times 0.19

四 発動基準価格と課税価格との差額が発動基準価格に百分の七十五を乗じて得た金額を超える場合
加算される差額 = (発動基準価格 \times 0.25 - 課税価格) \times 0.9 + 発動基準価格 \times 0.295

2・3 (省 略)

(オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止)

第七条の八 第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。)又は同項に規定する冷凍牛肉(オーストラリア原産品に限る。以下この条において同じ。)について、その年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量がオーストラリア協定に定められた一定の数量(第四項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうちその超えることとなった月の翌々月の初日(以下この条において「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、発動日における実行税率、協定発効日の前日における実行税率及びオーストラリア協定に定められた基準税率のうち最も低いものとする。

2・4 (省 略)

(特惠関税等)

第八条の二 経済が開発の途上にある国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。)であつて、関税について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定めるもの(以下「特惠受益国等」という。)を原産地とする次の各号に掲げる物品で、平成三十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する関税の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

- 一 関稅定率法別表第一類から第二十四類までに該當する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める稅率
 - 二 関稅定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該當する物品のうち別表第三に掲げるもの (同法別表 (別表第一)に掲げる物品にあつては、同表) に定める稅率が無稅とされているものを除く。) 同法別表に定める稅率 (別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める稅率) 及び協定稅率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係數を乗じて得た稅率
 - 三 関稅定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該當する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの (同法別表 (別表第一)に掲げる物品にあつては、同表) に定める稅率が無稅とされているものを除く。
 - 2 (省 略)
 - 3 特惠受益國等のうち、國際連合總會の決議により後發開發途上國とされている國で特惠關稅 (第一項の規定により課される關稅をいう。) について特別の便益を与えることが適當であるものとして政令で定める國 (次條において「特別特惠受益國」という。) を原産地とする別表第五に掲げる物品以外のもの (関稅定率法別表 (別表第一)に掲げる物品にあつては、同表) 及び同項第一号に定める稅率が無稅とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品を除く。) で、同項に定める日までに輸入されるものに課する關稅の率は、第二條又は同項第一号若しくは第二号の規定にかかわらず、無稅とする。
 - 4 (省 略)
 - 2 (省 略)
 - 3 (省 略)
- (經濟連携協定に基づく關稅割當制度)
- 第八條の六 (省 略)
- 2 經濟連携協定において關稅の讓許が一定の數量を限度として定められている物品のうち輸出国 (固有の關稅及び貿易に関する制度を有する地域を含む。) が發給する證明書に基づき輸入國が割當てを行うこととされているものについては、その讓許の便益は、當該一定の數量の範圍内において、當該經濟連携協定の我が國以外の締約國が發給する證明書に基づいて政府が行う割當てを受けた者がその受けた數量の範圍内で輸入するものに適用する。
 - 3 (省 略)

(オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る讓許の便益の適用)

第九條の二 オーストラリア協定の規定に基づく關稅の讓許 (以下この條において単に「讓許」という。) が税關の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税關長の承認を受けた製造工場で當該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、讓許

の便益を適用する。

- 一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税率法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品
 - 二 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税率法別表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品
- 2 税関長は、オーストラリア協定又はこの法律若しくは関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならぬ。
- 3 第一項の規定により譲許の便益の適用を受ける場合においては、税関長は、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する担保を提供させることができる。
- 4 第一項各号に規定する製造を行うに際しては、税関長が同項の規定により譲許の便益の適用を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除くほか、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。
- 5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その都度又は随時、その製品について検査を受けなければならない。
- 6 第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて減却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、関税率法第十条第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定に準じてその関税を軽減することができる。
- 一 第一項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けずに製造用原料品を当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に第五項の規定による届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。
- 二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

〇四〇二・二九	その他のもの (省 略)	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項 に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) その他のもののうち 学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの	二五% 二五%
一〇・〇一	小麦及びメスリン デュラム小麦 (省 略)	その他のもの (省 略)	
一〇〇一・九一	播種用のもののうち (省 略)	その他のもののうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入す るもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ 及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に 規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明 を受けて輸入されるもの メスリン その他のもの	二〇% 無税
一〇・〇三	大麦及び裸麦	播種用のもののうち (省 略)	
一〇〇三・一〇	その他のもののうち (省 略)		
一〇〇三・九〇	その他のもののうち		

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの、同法第四三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四五条第一項第三号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの

無税

別表第一の三 段階的に暫定税率の引下げを行う農産物等に係る暫定関税率表 (第二条、第七条の三、第七条の六関係)

関税率法 別表の番号	品名	税率					
		平成七年	平成八年	平成九年	平成一〇年	平成一一年	平成一二年
〇四・〇二	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。)	平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで輸入されるもの	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	
〇四〇二・一〇		粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで輸入されるもの	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの
〇四〇二・二二	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限り。)	平成九年四月一日から平成一〇年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで輸入されるもの	
	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	平成一〇年四月一日から平成一一年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一一年四月一日から平成一二年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一二年四月一日から平成一三年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一三年四月一日から平成一四年三月三十一日まで輸入されるもの	平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日まで輸入されるもの	

○四〇二・二九

外のもの	(省略)	一 キログラムにつき九九円
(二) その他のもののうち 別表第一第〇四〇二・二 一号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	(省略)	二一・三%及び一キログラムにつき九九円
その他のもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの	(省略)	
(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のもものうち 別表第一第〇四〇二・二 九号の一の(一)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	(省略)	
(二) その他のものうち 別表第一第〇四〇二・二 九号の一の(二)に掲げる税	(省略)	二五・五%及び一キログラムにつき一二三円

率の適用を受けるもの以外のもの	二 その他のもののうち 別表第一第〇四〇二・二九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	二五・五 %及び一 キログラ ムにつき 一八九円
その他のもの (省略)	小麦及びメスリン デュラム小麦 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	二九・八 %及び一 キログラ ムにつき 九九円
その他のもの 播種用のものうち (省略)	その他のものうち	別表第一一〇〇一・九九号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一キロ グラムにつ
一〇〇一・九九	一〇〇一・九一	一〇・〇一					

一〇・〇三 一〇〇三・一〇 一〇〇三・九〇	大麦及び裸麦 播種用のものうち (省 略) その他のものうち 別表第一一〇〇三・九〇号に掲げ る税率の適用を受けるもの以外のもの	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	き九円八 〇銭
							一キログ ラムにつ き一〇円 四〇銭

別表第一の六 輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急加算関税率表(第七条の三関係)

四 関税率表第〇四〇二・一〇号の一に掲げ る物品	項 名 品 目	平成七年 四月一日 から平成 八年三月 三十一日 までに輸 入されるもの	平成八年 四月一日 から平成 九年三月 三十一日 までに輸 入されるもの	平成九年 四月一日 から平成 一〇年三 月三十一 日までに 輸入され るもの	平成一〇 年四月一 日から平 成一一年 三月三一 日までに 輸入され るもの	平成一一 年四月一 日から平 成一二年 三月三一 日までに 輸入され るもの	平成一二 年四月一 日から平 成一七年 三月三一 日までに 輸入され るもの
		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
		(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

関税率表第○四〇二・一〇号の二の(一)に掲げる物品	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	一キログラムにつき一三二円
関税率表第○四〇二・一〇号の二の(二)に掲げる物品	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	七・一%及び一キログラムにつき一三二円
関税率表第○四〇二・二九号の(一)に掲げる物品	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	八・五%及び一キログラムにつき二〇四円
関税率表第○四〇二・二九号の(二)に掲げる物品	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	八・五%及び一キログラムにつき三二円
関税率表第○四〇二・二二号の二の(一)に掲げる物品	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	七・一%及び一キログラムにつき一四一円
関税率表第○四〇二・二二号の二の(二)に掲げる物品	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	七・一%及び一キログラムにつき一四一円

(便益関税)

第五条 関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国(その一部である地域を含む。以下この条、次条第一項及び第二項並びに第九条第四項において同じ。)の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を超えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

(製造用原料品の減税又は免税)

第十三条 次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

- 一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのこうりやんその他のグレーンソルガム及びとうもろこしその他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品
 - 二 落花生油の製造に使用するための落花生
- 258 (省略)

別表 関税率表(第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二関係)

番 号	品 名	税 率
<p>〇四・〇二 〇四〇二・一〇</p>	<p>ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。) 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限り。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの <ol style="list-style-type: none"> (一) 小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は政令で定める児童福祉施設の児童の給食の用に供されるもの(以下この項において「学校等給食用のもの」という。))及び配合飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのもの(以下この項において「飼料用のもの 	<p>三五%及び一キログラムにつき四六六円</p>

一〇・〇一	<p>〇四〇二・二二</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）</p> <p>砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>（一） 脂肪分が全重量の三〇%以下のもの</p> <p>（二） その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>（一） 学校等給食用のもの及び飼料用のもの</p> <p>（二） その他のもの</p> <p>〇四〇二・二九</p> <p>その他のもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの</p> <p>（一） 脂肪分が全重量の三〇%以下のもの</p> <p>（二） その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>その他のもの （省略）</p> <p>小麦及びメスリン</p>	<p>一キログラムにつき四六六円</p> <p>二五%及び一キログラムにつき四六六円</p> <p>三〇%及び一キログラムにつき七二〇円</p> <p>三〇%及び一キログラムにつき一、二〇四円</p> <p>一キログラムにつき五〇〇円</p> <p>二五%及び一キログラムにつき五〇〇円</p> <p>三〇%及び一キログラムにつき七二〇円</p> <p>三〇%及び一キログラムにつき一、二〇四円</p> <p>三五%及び一キログラムにつき五〇〇円</p>
-------	---	---

<p>一〇〇三・九〇</p> <p>一〇〇三・一〇</p> <p>一〇・〇三三</p> <p>五〇・〇二一</p> <p>五〇〇二・〇〇</p>	<p>デュラム小麦 (省 略)</p> <p>その他のもの 播種用のもの (省 略)</p> <p>その他のもの</p> <p>大麦及び裸麦 播種用のもの (省 略)</p> <p>その他のもの</p> <p>生糸(よつてないものに限る。)</p> <p>一 野蚕のもの</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>一キログラムにつき六 五円</p> <p>一キログラムにつき四 六円</p> <p>一キログラムにつき八 、二〇九円 無税</p>
--	---	--

◎ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(抄)(※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)による改正後)

第六条の三 (省 略)

2〜8 (省 略)

9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児(以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。)であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める

者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

（省 略）

12 11 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設
又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

13 ・ 14 （省 略）

◎ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）

附則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一～六（省 略）

◎ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）

（定義）

第二条（省 略）

2～14（省 略）

15 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に規定する大麻、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びびけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
16～18（省 略）

（製造等の禁止）

第七十六条の四 指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

◎ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）（抄）

(指定乳製品等の輸入)

第十三条 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を輸入するものとする。

2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。